

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が「逮捕状謄本及び勾留状謄本」について平成26年4月3日付けで行った開示をしない旨の決定のうち、審査請求人が不服を申し立てた「逮捕状謄本」（以下「本件対象保有個人情報」という。）についての決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成26年3月19日付けで、「平成〇〇年〇〇月〇〇日、請求人に係る刑訴規則第74条による勾留状謄本と逮捕状謄本。及び同〇〇月以前平成〇〇年中の請求人に係る犯罪捜査規範第102条2項の呼出簿に記載した私の個人情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、「逮捕状謄本及び勾留状謄本」については条例第60条第2項により条例第4章の規定は適用されないとして、条例第21条第2項の規定に基づき平成26年4月3日付けで開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）審査請求の経緯

ア 審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成26年5月20日付けで、本件処分のうち本件対象保有個人情報を開示しない理由について、作成していないので不存在とする決定を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

イ 諮問庁は、行政不服審査法に基づき、審査請求人に対し、平成26年6月4日付

けで、審査請求書の副本を求める補正命令を行った。

ウ 審査請求人は、平成26年6月12日付けで審査請求書の副本を提出し補正を行った。

(3) 審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について平成26年8月6日、諮問庁から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、本件審査請求について平成26年8月6日、諮問庁から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、本件審査請求について平成26年9月17日、審査請求人から意見書の提出を受けた。

エ 当審査会は、本件審査請求について平成26年11月19日、審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

オ 当審査会は、本件審査請求について平成26年11月19日、諮問庁の意見を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 諮問庁の主張の要旨

(1) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行等に係る保有個人情報について

条例第60条第2項は、「第4章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（中略）については、適用しない。」と規定している。

その理由は、こうした刑の執行等に係る保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴あるいは勾留歴に関する情報であり、その有無が明らかになるだけでプライバシーが著しく侵害されることから、これらを開示請求の対象とすると、就職時等に行われる身上調査の一環として本人をして開示請求を行わせ、前科等を審査するために用いられる

可能性があり、本人の権利利益を著しく損なうからである。

(2) 条例第60条第2項の該当性について

逮捕状は、捜査機関からの請求を受け、令状発付の裁判により、裁判官が発するものであり、裁判の内容を記載した裁判書であることから、その謄本は、条例第60条第2項に規定する刑事事件の裁判に係る保有個人情報に該当するものであるとともに、発付された逮捕状が、捜査機関により執行された場合には、司法警察職員等の処分に係る保有個人情報に該当するものである。

したがって、逮捕状の謄本に記録される保有個人情報は、条例第60条第2項の規定に基づき、条例第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されず、開示請求の対象とならない。

上記のとおり、実施機関の判断に不自然、不合理な点は認められないことから、本件処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、捜査機関からの請求を受け令状発付の裁判により裁判官が発する「逮捕状」の謄本である。

なお、本件処分のうち「勾留状謄本」の不開示決定部分については、審査請求人から不服の申し立てがないため当審査会では審査しない。

(2) 本件対象個人情報に対する条例の規定の適用の可否について

ア 条例第60条第2項は、「第4章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（中略）については、適用しない。」と規定している。

刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を条例第4章の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがある

からであると解される。例えば、雇用主が採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。このため、本人からの開示請求であっても、刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報には条例第4章の適用除外とすべきものである。

イ 逮捕状とは、裁判官が捜査機関の請求に基づいて発する、被疑者の逮捕を許可する令状である。当審査会において逮捕状の様式について見分したところ、一般的に、被疑者の氏名、年齢、住所、罪名、被疑事実の要旨、逮捕の許可年月日、逮捕日時、送致日時等が記録されるものであることが認められた。

逮捕状の発付は裁判官の権限であり（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第1項）、逮捕状は裁判官が行う裁判に基づき発するものである。

したがって、逮捕状の謄本は刑事事件の裁判に係る保有個人情報であり、本件対象保有個人情報については、条例第60条第2項により条例第4章の規定は適用されないこととなる。

ウ 以上のことから、本件処分は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、高佐智美、田村泰俊

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成26年 8月 6日	諮問を受ける（諮問第125号）
平成26年 8月 6日	諮問庁から理由説明書を受理
平成26年 9月 17日	審査請求人から意見書を受理

平成26年11月19日	諮問庁からの意見聴取、審査請求人による意見陳述及び審議
平成26年12月24日	審議
平成27年 1月29日	審議
平成27年 2月24日	答申